

2025年度 介護等体験実施申込について

名古屋大学教育推進部

介護等体験は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）等により制度化されたもので、本学の場合、中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、7日間の同体験〔特別支援学校（盲・聾・養護学校等）2日間と社会福祉関係施設（社会福祉施設、老人保健施設等）5日間〕の実施が必要となります。

この体験を行わなければ、中学校の教諭の普通免許状の申請ができません。

本学の場合、この体験の実施年次は原則として学部学生は3年次、大学院学生は前期課程2年次としますので、体験希望者は下記申込期限までに、下記申込方法により申込をしてください。

なお、特別の理由等により上記年次に実施できない者については、その前後の年次での実施となりますが、その場合は、下記申込方法に記載の小テスト内の該当設問に特別な理由等を記入のうえ、申込をしてください。（受入施設等の収容能力等の関係から、希望どおりの年次に実施できない可能性もあります。）

また、教職聴講生についても、下記申込期限までに、下記申込方法により申込をしてください。

申込期限

| 体験実施時の学年等 | | 申込期限 |
|-----------------|----------------------|----------------|
| 学部3年次、博士前期課程2年次 | | 2024年10月25日（金） |
| 特別な理由等がある者 | 学部2年次 | 2024年10月25日（金） |
| | 学部4年次 | 2024年10月25日（金） |
| | 学部3年次編入 博士前期課程1年次 | 2025年4月4日（金） |
| 教職聴講生 | | 2025年4月4日（金） |

申込方法

◆TACT「教職課程」の小テスト「2025年度介護等体験実施申込」の提出

1. 介護等体験実施の目的について

高齢者や障害者等に対する介護等の体験を自ら原体験し、そうした体験を将来の教育の現場に活かすことによって、人の心の痛みがわかり、各人の価値観の相違を認められる豊かな心を持った人づくりの実現に資することを目的とします。

2. 介護等体験実施特別支援施設等について

愛知県内の ① 特別支援学校（2日間）と ② 社会福祉施設及び老人保健施設等（5日間）

において実施します。体験実施者の具体的な施設等の割り振りについては、上記施設等所轄機関から実施年度の7月頃決定通知されるので、教育企画課教務係を通じてお知らせします。

3. 実施予定時期について

基本的に7月末～翌年1月の間

4. 実施にあたっての留意事項

①保険

介護等体験を実施する者は、「学生教育研究災害傷害保険」と「学生教育研究賠償責任保険」の加入が必要です。

(1)学部学生の場合

「学生教育研究災害傷害保険」は入学時に全員加入していますので、「学生教育研究賠償責任保険」の加入手続きを所属学部の教務担当係で行ってください。

なお、教育、経済、情報、理、農学部の学生は、既にこれら2つの保険に加入していますので、新たに加入する必要はありません。

また、留年生は保険期間が切れている場合がありますので、所属学部の教務担当係で確認してください。

(2)大学院生の場合

これらの保険の加入は任意になっていますので、未加入の場合は所属研究科の教務担当係で加入手続きをしてください。

※「学生教育研究賠償責任保険」：正課、学校行事、介護等体験活動、インターンシップ、教育実習、ボランティアの活動に対して適用されます。

②健康診断

定期健康診断を受けており、介護等体験実施に支障のない者でなければなりません。

③体験費用

社会福祉施設及び老人保健施設等（5日間）での体験実施については、1日当たり1,500円（金額は変更される場合があります）の体験費用が必要となります。徴収方法及び徴収時期等は、TACT「教職課程」により周知します。

5. 事前指導について

介護等体験を実施する者に対して、介護等体験事前指導（2025年7月中旬）を行いますので、必ず出席してください。詳細については、TACTを通して周知します。

なお、この事前指導を欠席した者については、実施する意志がないものとして取り扱いますので十分注意してください。

6. 介護等体験を要しない者について

介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者、身体上の障害により介護等体

験を行うことが困難な者については、この体験の実施は必要ありません。

①専門的知識及び技術を有する者

保健師，助産師，看護師，准看護師，特別支援学校教員，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者

②身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者

身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者
(本人の意向及び受入施設等の客観的判断等により実施することもできます。)

7. 介護等体験「証明書」について

証明書の様式は、TACT「教職課程」のリソースに掲載予定です。記入方法や提出方法については、事前指導で配付する記入例等の案内に従ってください。証明書は原則再発行できません。原本は教員免許状申請時に必要となりますので、絶対に紛失しないよう大切に保管してください。

8. 麻疹（はしか）の予防接種等について

介護等体験実施施設先から麻疹予防接種や抗体価検査の徹底が求められています。中には、麻疹予防接種や抗体価検査を証明できる書類を持参しない場合、参加を認めない学校や施設もありますので、事前に医療機関にて診察（抗体価検査）を受け、麻疹の抗体が無い場合は、予防接種を受けてください。

既に罹患したことがある者、予防接種を2回受けた者は検査の必要がありません。

「麻疹（はしか）」に罹患していると判明した場合、もしくは体調に不安のある場合は、医療機関に受診するとともに教育企画課教務係に連絡をしてください。

またその場合、介護等体験先に行くことは厳禁です。医師の判断に従って行動してください。

9. 申込後のスケジュール

《実施年度》

| | |
|---------|------------------------------------|
| 4月 | 大学の健康診断受診 保険の加入確認 |
| 7月 | 体験先・日程決定 |
| 7月中旬 | 事前指導 |
| 7月～翌年1月 | 体験実施 |
| 体験終了後 | 介護等体験証明書の受領 10日以内に介護等体験実施報告書の提出 |
| 翌年1月 | 体験費用納入 |

10. その他

提出された小テストの内容については、介護等体験実施に必要な範囲において、実施施設等所管機関へ提供します。